

# 小川富也税理士事務所だより

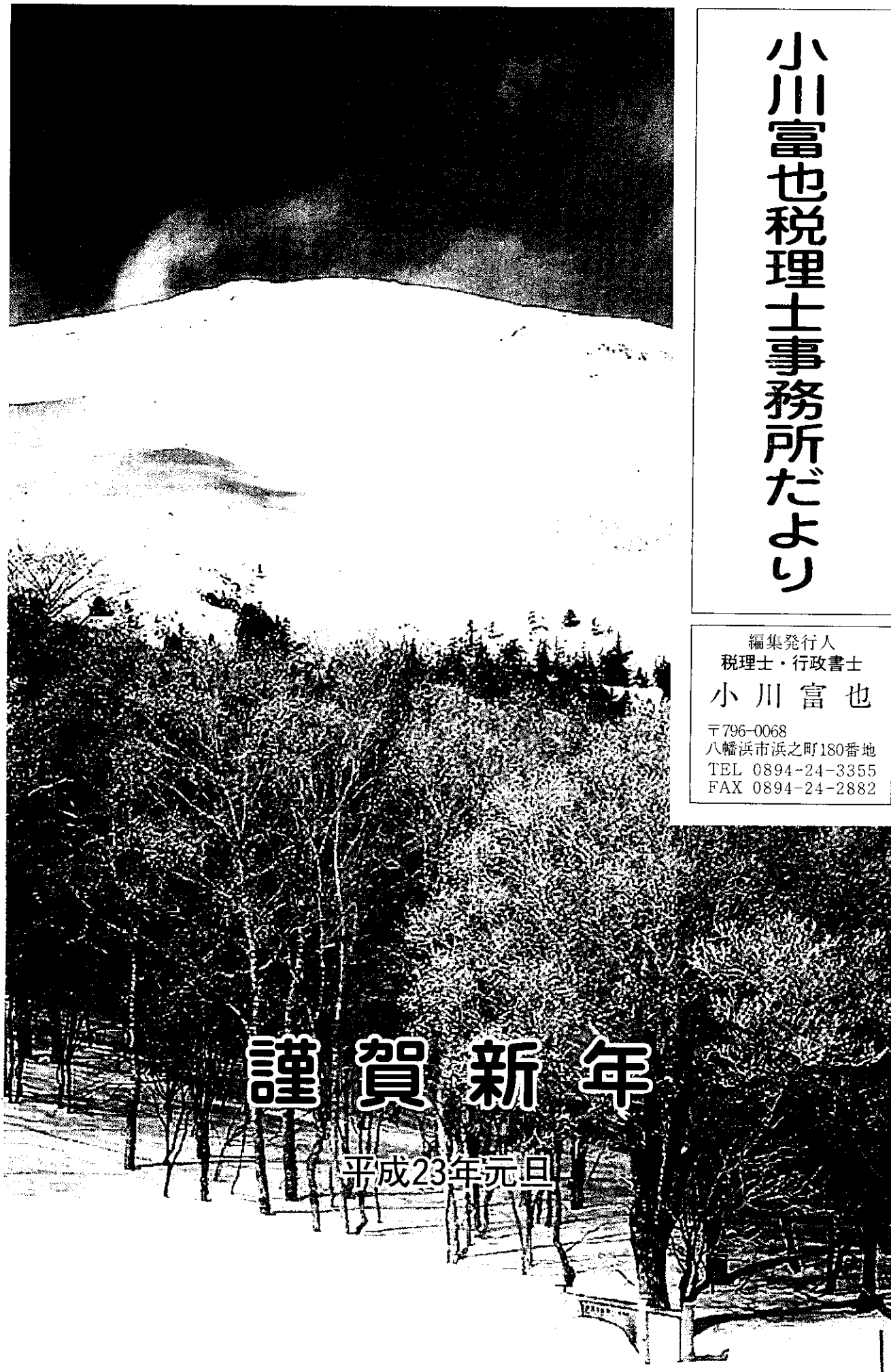
編集発行人  
税理士・行政書士

小川富也

〒796-0068  
八幡浜市浜之町180番地  
TEL 0894-24-3355  
FAX 0894-24-2882

## 謹賀新年

平成23年元旦



# 法定調書

## ◆その提出範囲と注意点◆

〈提出期限〉  
平成23年  
1月31日(月)

税法により提出を義務づけられている法定調書には多くの種類があります。ここでは平成23年1月31日と提出期限が迫った法定調書で、一般の源泉徴収義務者として当面必要なものについて提出範囲に焦点をあてて説明することとし、提出にあたっての注意事項にもふれてみました。

### (1) 給与所得の源泉徴収票（給与支

#### 払報告書）

給与所得の源泉徴収票は、受給者各人ごとに作成して受給者に交付しなければなりません。税務署提出用については給与等の金額限度による提出不要の制度があります。給与支払報告書は、給与所得の源泉徴収票と異なり、すべての受給者のものを作成して関係市区町村へ提出しなければなりません。

### (2) 退職所得の源泉徴収票・特別徴

#### 収票

退職所得の源泉徴収票と特別徴収

票は、平成22年中に支払いが確定した退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与等について、受給者各人ごとに作成して受給者に交付しなければなりません。そのうち税務署及び市区町村へ提出しなければならぬのは、会社その他の法人の役員に支払ったものだけです。

### (3) 報酬、料金、契約金及び賞金の

#### 支払調書

この支払調書は、平成22年中に所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬・料金を支払った者が作成して提出しなければならぬことになっていきます。その際に注意を要するのは、源泉徴収の対象とならないもの、源泉徴収を要しない報酬・料金等についてもこの支払調書の提出が必要とされていることです。

### (4) 不動産の使用料等の支払調書

この支払調書は、同一人に対する平成22年中の不動産の使用料等の支払合計額が15万円を超えるものについて、その支払調書を提出することになっていきます。また、法人に対して支払うものについては、権利金、更新料等のみを提出することになっていきます。

### (5) 不動産等の譲受けの対価の支払調書

この支払調書は、同一人に対する平成22年中の不動産等の譲受けの対価の合計額が100万円を超えるものについて、提出することになっていきます。なお、この支払調書の提出の対象となる「不動産等の譲受け」には、売買のほか、交換、競売、公売、収用、現物出資等による不動産の取得も含まれますので注意して下さい。

### (6) 不動産等の売買又は貸付けのあ

#### っせん手数料の支払調書

この支払調書は、同一人に対する平成22年中の不動産等の売買または貸付けのあっせん手数料の支払金額の合計額が15万円を超えるものについて、提出することになっていきます。

### (7) 法定調書合計表

法定調書を税務署へ提出する場合にはそれぞれの法定調書の合計表を添えて提出することになっていきます。これまで挙げた6種類の法定調書は、一般の提出義務者に比較的關係が深いので、1枚の用紙に併せて「給与所得の源泉徴収票」「退職所得の源泉徴収票」「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」「不動産の使用料等の支払調書」「不動産等の譲受けの対価の支払調書」「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」の合計表となっています。ですから、これらの法定調書を取りまとめた上、同時に提出されることが必要です。

#### 〈提出についての注意事項〉

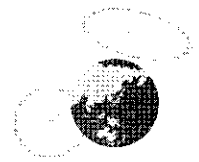
■それぞれの法定調書の合計表は、各種税務統計の資料となるものですから、間違いのないよう、正確な記載をされることがぞられます。

■各法定調書には提出省略限度が設けられており、それに該当するものは提出する必要がありませんが、合計表だけは所要事項を記載して提出しなければなりません。

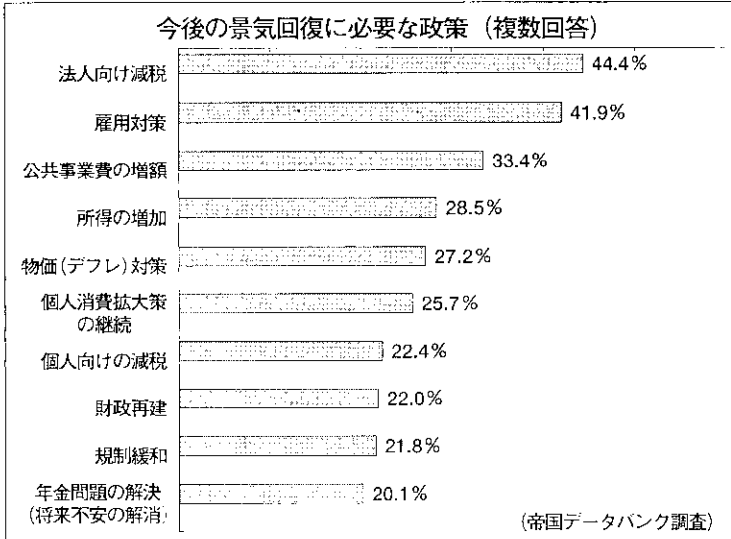
■その他詳細については、各税務署より配布の「法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

# 2011年景気回復のカギ

## 円高、雇用など懸念 法人向け減税に注目



経済を取り巻く環境は依然として厳しく、先行き不透明感が増していますが、2011年の景気の動向はどうなるのでしょうか。帝国データバンクは2011年の景気見通しに対する企業の意識について全国1万社以上を対象に調査しました。そこで今回は同社の調査結果から景気回復に向けたカギに注目したいと思います。



調査では2011年の景気に影響を及ぼす懸念材料を尋ねたところ、「為替(円高)」が1万948社中5840社、構成比53・3%(3つまでの複数回答)と半数を超え、突出しています。さらに、「雇用(悪化)」が同32・9%となり、企業の3割以上が雇用環境の悪化に懸念を抱いています。前回調査(2009年11月)で2010年景気の懸念材料として42・5%の企業があげていた「物価下落(デフレ)」は同26・4%へと16・1ポイント減少、「所得(減少)」も前回調査の36・6%から22・8%に減少しており、デフレや所得に対する懸念は1年前の時点より

弱まっています。一方で、「政局」22・8%、「中国経済」(同21・6%)が昨年より増加しており、政治的不安定さや中国の経済動向に懸念を抱く企業が多くなっています。

企業からは「円高の影響は避けられない」や「雇用を増やそうと思えば産業の活性化しかない」など、円高による輸出産業へのダメージや雇用環境を懸念する声が多くあがっています。

また、「可処分所得の減少による消費意欲の低迷」や「景気、経済への影響として社会保障や医療など、生活基盤の改善・進展がないことが大きい」といった所得の増加や社会保障などを通じた暮らし向きの向上を指摘する意見もありました。

### 景気回復のために必要な政策、「法人向け減税」が最多

今後、景気が回復するためにはどのような政策が必要だと思いか尋ねたところ、「法人向け減税」が1万948社中4859社、構成比44・4%(複数回答、以下同)で最多となりました。4割超の企業は法人向けの減税が今後の景気回復に必要と考えています。

また、「雇用対策」(同41・9%)

や「所得の増加」(同28・5%)、「物価(デフレ)対策」(同27・2%)などは上位に挙がったものの、前回調査から減少しました。一方、「規制緩和」(同21・8%)は前回調査より増加しました。企業は雇用改善や所得増加などに対して、これまでの直接的に対応する個別政策から、減税による企業競争力の強化を通じて総合的に解決を求める姿勢に変化した可能性があります。

具体的には、「政府は法人税減税等の施策を進め、雇用や所得増額を促すべき」や「規制を緩和してもっと自由に商売ができるようにしてほしい」といった企業負担の軽減や自由な経済活動を通じた企業競争力に対する後押しを求める声が多くあがりました。

企業は今後の景気に対してさまざまな懸念を抱えているなかでも「市場は新しいビジネスモデルを待っていると思う」といった閉塞した現状を打破しようとする意思は強まっています。そのため、企業が景気回復の兆しを掴むためにも、雇用・デフレ対策などにより国内需要の強化を図るとともに、税制や規制のあり方などを通じて企業の競争条件を改善していくことが必要でしょう。



# 技術役務の提供における

## 収益計上時期

企業会計ルールでは、客観性と確実性のある収益を計上することが重要なので、収益は、実現した時点で計上することになっています。

実現とは、一般的には商品を販売したりサービスを提供した時点のことで、いくつかの合理的な計上基準から、会社の実情に合った基準を選択適用することになっています。

### 技術役務の提供

設計、作業の指揮監督、技術指導その他のいわゆる技術コンサルタン卜などは、請負の形態に属しますので、これにより受け取る報酬は、その約束した役務の提供のすべてが完了した時点で収益計上するのが原則とされています。

### 例外

しかし、主として人的役務の提供を内容とする請負に係る報酬について、常に原則通り、役務の提供すべ

てが完了した時点で収益計上するところが完了した場合には、以下のように現実在即さないケースもあります。

- ① その報酬の額が現地に派遣する技術者等の数および滞在期間の日数などにより計算され、しかも、一定の期間ごとにその金額を確定させて支払いを受けることとなっている場合

- ② 設計の請負などについて、基本設計に係る報酬と部分設計に係る報酬が区分されている場合などのように、報酬の額が作業の段階ごとに区分され、しかもそれぞれの段階の作業が完了する都度その金額を確定させて支払いを受けることとなっている場合 ― など
- そこで、税務上、このような役務の提供については、その支払いを受けるべき報酬の額が確定する都度、その確定した金額をその確定した日の属する事業年度の益金の額に算入することとされています。

## 1月の税務と労務

### — 税 務 —

- ★給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
(1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日  
(2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★支払調書の提出 提出期限…1月31日
- ★源泉徴収票の交付  
(1)交付期限…1月31日  
(2)交付先…(イ)所轄税務署長 (ロ)受給者
- ★固定資産税の償却資産に関する申告  
申告期限…1月31日
- ★個人の道府県民・市町村民税の納付(第4期分)  
納期限…1月中で市町村の条例で定める日
- ★22年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  
納期限…1月11日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月11日までに納付。納期限の特例届出書提出者は1月20日までに納付)
- ★11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)  
申告期限…1月31日
- ★2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…1月31日
- ★法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…1月31日
- ★5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分  
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)  
申告期限…1月31日
- ★消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2ヵ月分)(消費税・地方消費税)  
申告期限…1月31日
- ★給与支払報告書の提出  
(1)提出期限…1月31日  
(2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者  
(3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

### — 労 務 —

- ★労働災害保険事業開始届 提出期限…1月11日
- ★健保・厚保の保険料の納付 納期限…1月31日

2011年の幕が明けた。厳しい経済環境の中、今年も元気に乗り切りたいものだ。▼バブル前の日本の経営は長期安定雇用、マニュアルにしばられない現場の創意工夫、家族的経営などを強みとしていた。その半面、財政基盤の悪化、戦略性の欠如、公私混同といった負の部分も膨れ上がっていった。▼バブル崩壊を引き金にそうした負の部分に表に浮かび上がり、多くの企業が混乱に陥った。それを解決するために企業の路線転換や制度変更が進んできた。▼しかし、

## 冒険心を持った1年に

現在では逆に企業が慎重になり、縮む方向にふれすぎているように見える。特にコンプライアンス(法令順守)では形式基準を満たすことが重要で「実」より「形」を先に考える傾向が出ている。その結果、売上拡大を狙った投資より経費削減による利益拡大を重視する企業も数多い。▼これからの企業は守りより攻めに重心を移す必要がある。そのときに大切なのは困難に立ち向かう冒険心である。今年には冒険心と好奇心を持った1年としたい。